

補助金の対象となるもの	対象と <u>ならない</u> もの
<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動に直接使用される苗、肥料、軽微な道具代等 ・ 活動に直接使用される食材（野菜・米等） ・ 田畑の管理や作業委託にかかる委託料や日当 ・ 講師、指導者などに対する謝礼・講師料 ・ 必要な物品等の搬送料等（使用内訳等によって明らかな場合） ・ 事務用品代 ・ 募集チラシや活動内で活用する資料等の印刷製本費 ・ 活動日当日のお茶、食事代（一人1,000円を上限） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動に直接使用されない資材費・材料費 ・ 食農教育と関係ない食品（お菓子・ジュース等既に出来上がった食品） ・ 販売目的（模擬店等での販売品）での仕入れ ・ 活動以外に転用可能な道具、備品等（草刈機、動力噴霧器、管理機、脚立、あゆみブリッジ等） ・ 会議や打合せ時のお茶、茶菓子、弁当代、酒代、懇親飲食代等 ・ 人集め等を目的とし、直接的に食農教育活動に関係しないタレントや団体への報酬 ・ 申請団体役職員への給料、報酬等
	<p>収入について</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 模擬店等の売上やイベント参加費、JA兵庫南以外から寄付金・補助金を受け取った場合は費用から差し引いてください。

※申請には購入内容が解る領収証が必要です。※購入内容が不明確な場合は、事務局からご連絡する場合があります。